

## 平成9年度～13年度取消件数の推移

(年度)

処 分 の 種 類  1	取消件数 2				
	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3 . 4 ～ H 1 4 . 1
<b>第14条の3 産業廃棄物収集処理業者の許可取消</b>					
第1号 処理業者が違反行為をしたとき等	4	20	29	37	49
第2号 処理施設又はその者の能力が基準に不適合	1	2	0	0	5
第3号 欠格要件に該当	2	5	33	55	95
(うち暴力団条項に該当するもの) 3	0	0	0	6	15
第4号 生活環境の保全上必要な条件に違反	0	0	0	0	2
計	7	27	62	92	151
<b>第14条の6 特別管理産業廃棄物処理業者の許可取消</b>					
第1号 処理業者が違反行為をしたとき等	1	3	4	3	7
第2号 処理施設又はその者の能力が基準に不適合	0	1	0	0	0
第3号 欠格要件に該当	0	1	1	0	7
(うち暴力団条項に該当するもの) 3	0	0	0	0	0
第4号 生活環境の保全上必要な条件に違反	0	0	0	0	1
計	2	5	5	3	15
<b>第15条の3 産業廃棄物処理施設の許可取消</b>					
第1号 処理施設が技術上の基準等に不適合	0	1	0	2	5
第2号 処理施設の設置者の能力が基準に不適合	0	0	0	2	0
第3号 処理施設の設置者が違反行為をしたとき等	0	1	0	0	3
第4号 欠格要件に該当	0	0	0	4	11
(うち暴力団条項に該当するもの) 3	0	0	0	0	0
第5号 生活環境の保全上必要な条件に違反	0	0	0	0	0
計	0	2	0	8	19

1 複数の条項に該当する場合には複数回答とする。

2 平成9年度、10年度は、行政組織等調査に基づき集計等した数値であり、11年度以降は、各団体に直接調査した数値である。

3 暴力団条項とは、法第14条第3項第2号ロ、ニ、ホ、ヘに該当する場合をいう。

# 平成9年度～13年度取消件数の推移

取消件数(件)

